

第64回日本小児保健協会学術集会 シンポジウム 1

日本の小児虐待の現状と対策

児童虐待防止対策について

竹内 尚也 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室長)

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成27年度には10万件を超えている。また、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本日は、児童虐待防止対策をめぐる最近の動きについてご報告を申し上げたい。

まず平成28年5月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しているが、この法改正の基礎となったのが「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」（平成28年3月）である。この専門委員会には本日のシンポジウムの座長でいらっしゃる秋山千枝子先生、佐藤拓代先生の両先生にもご参画

いただき、貴重なご意見を寄せていただいている。また、同年4月には児童相談所の体制および専門性を計画的に強化するため、厚生労働省児童虐待防止対策推進本部（本部長：厚生労働大臣）において「児童相談所強化プラン」が策定され、平成28～31年度までの4年間で1,120人程度の専門職の増員目標が示された。

平成28年の法改正は、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確にするとともに、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の全国展開、市町村および児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずるものであり、平成29年4月1日から全面施行されている（資料1）。本

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確にするとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するように努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機能について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間に在る大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

資料1

平成28年改正法の附則に盛り込まれた検討規定

- 附 則
(検討等)
- 第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童（次項において「要保護児童」という。）を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後二年以内に、児童相談所の業務の在り方、第一条の規定による改正後の児童福祉法第二十五条第一項の規定による要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料 2

学術集会には医師、看護師、保健師、教員など多職種の方が参加されているとうかがっており、ぜひご協力いただきたい改正事項があるので、ここでご紹介したい。同改正法では、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、およびその保護者または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下、要支援児童等）と思われる者に日頃から接する機会の多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされたところである。特に小児科をはじめとする医療機関については、日頃から子どもへの医療行為、その保護者への対応をすることにより、要保護児童や要支援児童等を把握しやすい立場にある。児童虐待問題の解決にあたっては、上記改正法の趣旨を踏まえて、医療機関と児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健等の関係部署等の間に積極的な連携・情報共有体制を構築し、適切な役割分担の下で協働していくことが重要であり、ぜひとも皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

次に時系列で見ると、平成28年7月には、「平成27年度『居住実態が把握できない児童』に関する調査結果」を公表、同年8月には、「平成27年度児童相談所での児童虐待相談対応件数＜速報値＞」を公表し、初めて10万件を突破したことから、大きく報道がなされた。

さらに、平成28年9月には、「子ども虐待による死

亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第12次報告）が公表されている。これは、「児童虐待の防止等に関する法律」第4条第5項に基づき、子ども虐待による死亡事例の背景要因等を分析・検証し、問題点や課題を明らかにするとともに、今後の改善策を講じるためにとりまとめているものである。

平成28年の改正法附則にはいくつかの検討規定が盛り込まれており、そのうちの一つは、「法律の施行後速やかに」、「要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について」、「検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」というものである（資料2）。この検討規定に基づき、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において議論が行われ、平成29年1月に「児童虐待対応における司法関与の在り方について（これまでの議論の整理）」がとりまとめられた。これを受けて、平成29年6月に「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。この法改正の概要は、①虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与、②家庭裁判所による一時保護の審査の導入、③接近禁止命令を行うことができる場合の拡大の3点であり、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（来年4月1日予定）からの施行に向けて準備を進めているところである（資料3）。

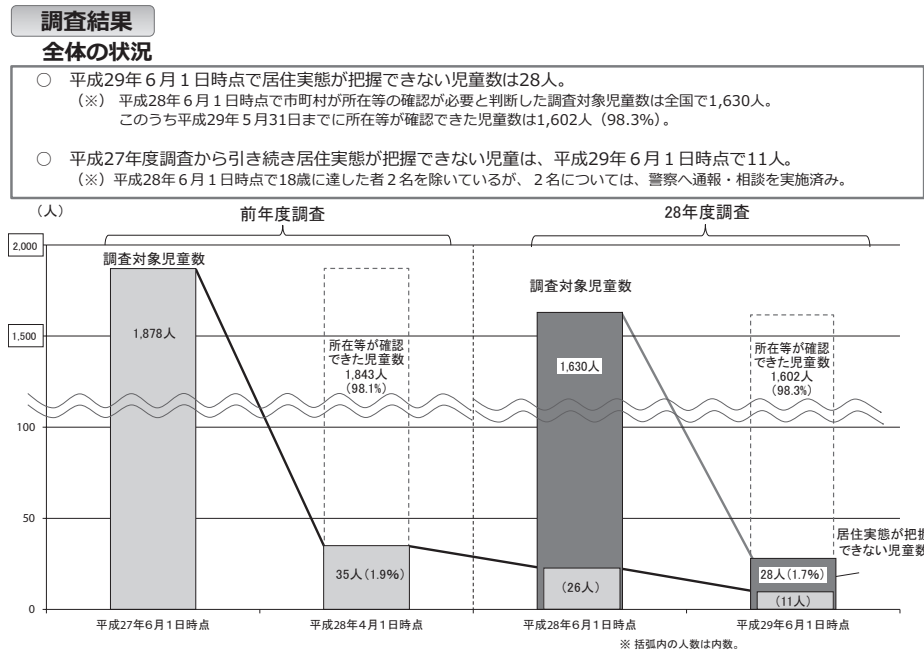
最後に、昨日（平成29年6月29日）、「平成28年度『居住実態が把握できない児童』に関する調査結果」を公

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成29年6月14日成立・6月21日公布)

改正の趣旨
虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。
改正の概要
1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法） ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。 ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。 ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。 2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法） ○ 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。 3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律） ○ 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。 4. その他所要の規定の整備
施行期日
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

資料 3



資料 4

表したところであり、簡単にご報告しておきたい。居住実態が把握できない児童やその家庭は特に支援を必要としている場合があるため、平成26、27年度に引き続き調査を実施している。調査の対象は全国の市町村（1,741市町村、特別区を含む）であり、主な調査内容としては、平成28年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童（調査対象児童）について、平成28年6月2日から平成29年5月31日までの間に所在等が確認できた児童と、平成29年6月1日時点で居

住実態が把握できない児童の詳細な状況等を確認し、各市町村の取り組み状況を把握するものである。調査結果であるが、平成29年6月1日時点で居住実態が把握できない児童数は28人、平成27年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童は、平成29年6月1日時点で11人であった（資料4）。なお、調査結果の詳細については、厚生労働省のホームページに資料を掲載しているので、ご参照いただきたい。